

特別養護老人ホーム吉井川荘 利用料金表

(令和4年11月1日、介護保険負担割合1割の方)

従来型施設

※介護負担2割または3割の方は介護サービス費に応じた負担となります。

1. 第4段階【市町村民税課税世帯の方】

(単位:円)

(単位:円)

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	金
要介護1	573	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	641	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	712	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	780	②看護体制加算(Ⅱ)	13
要介護5	847		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
855	1,680	97,678
		99,920
		102,261
		104,503
		106,712

個室		
居住費	食費	月額利用料
1,171	1,680	107,158
		109,400
		111,741
		113,983
		116,192

2. 第3段階②【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万を超える方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	金
要介護1	573	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	641	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	712	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	780	②看護体制加算(Ⅱ)	13
要介護5	847		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
370	1,360	73,528
		75,770
		78,111
		80,353
		82,562

個室		
居住費	食費	月額利用料
820	1,360	87,028
		89,270
		91,611
		93,853
		96,062

3. 第3段階①【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万を超え120万円以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	金
要介護1	573	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	641	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	712	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	780	②看護体制加算(Ⅱ)	13
要介護5	847		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
370	650	52,228
		54,470
		56,811
		59,053
		61,262

個室		
居住費	食費	月額利用料
820	650	65,728
		67,970
		70,311
		72,553
		74,762

4. 第2段階【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	金
要介護1	573	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	641	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	712	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	780	②看護体制加算(Ⅱ)	13
要介護5	847		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
370	390	44,428
		46,670
		49,011
		51,253
		53,462

個室		
居住費	食費	月額利用料
420	390	45,928
		48,170
		50,511
		52,753
		54,962

5. 第1段階【高齢福祉年金受給または生活保護受給者】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加算料金	金
要介護1	573	①日常生活継続支援加算	36
要介護2	641	②夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28
要介護3	712	①看護体制加算(Ⅰ)	6
要介護4	780	②看護体制加算(Ⅱ)	13
要介護5	847		

多床室		
居住費	食費	月額利用料
-	300	30,628
		32,870
		35,211
		37,453
		39,662

個室		
居住費	食費	月額利用料
320	300	40,228
		42,470
		44,811
		47,053
		49,262

注1 月額利用料は介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等ベースアップ等支援加算を含んだ金額です。
 ・その他の散髪代、医療費、日常生活品等で自己負担が生じる場合があります。

特別養護老人ホーム吉井川荘 利用料金表

(令和4年11月1日、介護保険負担割合1割の方)

介護保険法の改正等により施設サービス費等に変更が生じた場合は、ご契約者の負担額も変更となります。また施設サービス費以外に、下記加算を算定した場合は自己負担額に追加されます。

[単位×10円(級地区分 その他)]

- ①日常生活継続支援加算 36単位/日
 - ・認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置
 - ②夜勤職員配置加算(Ⅲ) 28単位/日
 - ・夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
 - ③外泊時費用加算 246単位/日 ※1月につき6日を限度
 - ④初期加算 30単位/日
 - ・入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り
 - ⑤安全管理体制加算(初日のみ) 20単位
 - ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
 - ⑥栄養マネジメント強化加算 11単位/日
 - ・管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合
 - ⑦療養食加算 6単位/回
 - ・医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の療養食の提供が行われた場合
 - ⑧認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
 - ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合
 - ⑨科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月
 - ・さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
 - ⑩サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日
 - ・介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置
- ※サービス提供体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可
- ⑪看護体制加算(Ⅰ) 6単位/日
 - ・常勤の看護師の配置
 - ⑫看護体制加算(Ⅱ) 13単位/日
 - ・基準を上回る看護職員の配置
 - ⑬看取り介護加算(Ⅰ)
 - ・死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日
 - ・死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日
 - ・死亡日前日及び前々日 680単位/日
 - ・死亡日 1,280単位/日
 - ・医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合
- 介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的
- ⑭介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に6.0%に相当する金額
 - ⑮介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に2.3%に相当する金額
 - ⑯介護職員等ベースアップ等支援加算
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に1.6%に相当する金額